



innoventier 弁護士法人 Power for the Business 企業法務相談室

第21回 弁護士 溝上 武尊

2010年大阪大学法学部卒業、12年京都大学法科大学院修了、13年弁護士登録。18年4月より弁護士法人イノベンティアに勤務。主に企業をクライアントとし、知的財産法、国際取引法、M&A、一般企業法務の分野において、相談、各種契約書・社内文書の作成・レビュー、訴訟・交渉の代理等に携わっている。

日本版司法取引

述等をし、検察官が不起訴、特定の求刑等をする旨を合意する制度をいいます。法律上は「協議」「合意」という表現が用いられているので、協議・合意制度とも呼ばれます。「日本版」といわれるのは、捜査・訴追協力型（他人の犯罪事実を明らかにする行為に見返りを与えるもの）に限定されており、米国のような自己負罪型（自己の犯罪事実を明らかにする行為に見返りを与えるもの）が含まれていないからです。

この制度は、平成二八年の刑事訴訟法改正によって、取調べの録音・録画制度等と併せて導入されたものであり、平成三〇年六月一日に施行されました。適用第一号となった発電所建設を巡る外国公務員贈賄事件では、制度を利用した法人は起訴を免れ、元役員らのみが起訴されました。

対象となる犯罪

対象となる犯罪は「特定犯罪」に限定されています。協力被疑者等自身の刑事事件、他人の刑事事件のいずれもが「特定犯罪」に関することを要します（同法三五〇条の二第一項柱書）。「特定犯罪」に当たる罪名は、法律に列挙されています（同条二項）。現状はホワイト

合意及び協議の手続

カラー犯罪や知能犯、組織的犯罪に限定されており、具体的には、文書偽造、贈収賄、詐欺、恐喝、組織的詐欺、マネーロンダリング、租税法・独占禁止法・金融商品取引法の罪その他の財政経済関係犯罪（政令指定）、薬物銃器犯罪、「特定犯罪」に関する証拠隠滅等です。政令で追加された犯罪には、著作権法、不正競争防止法等の知的財産法、銀行法、貸金業法、破産法等の倒産法、入札談合等関与行為防止法、資金決済法の罪等の経済犯罪が広く含まれています（平成三〇年政令第五一号）。

これに対し、殺人、傷害等の生命・身体に対する罪は「特定犯罪」に含まれておらず、また、死刑又は無期の懲役・禁固に当たる罪も「特定犯罪」から除外されています（刑事訴訟法三五〇条の二第二項柱書括弧書）。

概要

日本版司法取引とは、検察官と被疑者・被告人（以下「協力被疑者等」といいます）との間で、弁護人の同意を条件に、協力被疑者等が他人の犯罪事実を明らかにするための供

今回の相談

日本版司法取引とは、どのような制度ですか。

ができます（同条一項一号）。他方、検察官は、その見返りとして、協力被疑者等の刑事事件について、不起訴、公訴取消し、軽い罪名による起訴、軽い罪名への変更等、軽い刑の求刑、即決裁判手続の申立て、略式命令の請求等を約束することができます（同項二号）。

検察官が合意の可否を判断する際には、得られる証拠の重要性、関係する犯罪の軽重・情状、当該関係する犯罪の関連性の程度その他の事情が考慮されます（同項柱書）。「当該関係する犯罪の関連性の程度」が考慮されるのは、協力被疑者等の事件と他人の事件の関連性が薄い場合には、無実の「他人」を巻き込むリスクが高まり、慎重な判断を要するからです。

(2) 協議の方法

合意に必要な協議は、検察官、協力被疑者等及び弁護人の間で行います（同法三五〇条の四本文）。ただし、協力被疑者等及び弁護人に異議がなければ、協議の一部を検察官と弁護人のみとの間で行うことができます（同条ただし書）。

協議の申入れは、検察官から行う場合と協力被疑者等及び弁護人から行う場合の両方があります。協議が開始すると、検察官は、協力被疑者等に対し、他人の刑事事件に関する供述や証拠の内容を明らかにするよう求め、その内容に応じて、合意成立時に協力被疑者等に与える見返りの内容を提示します。もともと、合意不成立の場合は、協力被疑者等が協議においてした供述を証拠とすることはできません（同法三五〇条の五第二項）。なお、警察（司法警察員）が捜査した事件については、検察官は、協力被疑者等との協議を行う前に、警察と協議することを要しま

す（同法三五〇条の六第一項）。また、検察官は、他人の刑事事件の捜査に必要と認めるときは、協力被疑者等との協議を警察にさせることができ、その場合には、警察から協力の見返りの内容を協力被疑者等に提示することができます（同条二項）。

(3) 合意の方法

検察官と協力被疑者等との間で合意するには、弁護人の同意を要します（同法三五〇条の三第一項）。そして、合意成立の場合は、合意内容を明らかにするため、検察官、協力被疑者等及び弁護人が連署した書面（合意内容書面）の作成を要します（同条二項）。

合意の効果

(1) 協力被疑者等の刑事事件に係る公判手続合意成立の場合において、協力被疑者等の刑事事件が起訴されたときは、検察官は、合意内容書面の取調べを請求しなればならず、協力被疑者等の起訴後に合意が成立した場合も同様です（同法三五〇条の七第一項）。これにより、裁判所は、合意内容を踏まえ、量刑等を判断することができます。

(2) 他人の刑事事件に係る公判手続

他人の刑事事件に関し、合意に基づく協力被疑者等の供述録取書等を取り調べる時や、検察官と合意した協力被疑者等の証人尋問を行うときも、検察官は、合意内容書面の取調べを請求しなければなりません（同法三五〇条の八、三五〇条の九）。これにより、裁判所は、合意内容を踏まえ、供述や証言の信用性を慎重に評価することができます。

(3) 合意からの離脱

一定の場合には合意からの離脱が認められ

ており、それによって当事者は合意に拘束されなくなり（同法三五〇条の一〇）。まず、当事者が合意に違反した場合（協力被疑者等が供述を拒否した場合、検察官の処分が合意と異なる場合等）、違反された相手方が合意から離脱することができます（同条一項一号）。また、裁判所が検察官の求刑より重い刑を言い渡した場合、裁判所が軽い罪名への変更を認めなかった場合等は、協力被疑者等が合意から離脱することができます（同項二号）。他方、協議における協力被疑者等の供述内容や合意に基づく協力被疑者等の供述内容が真実でないことや、合意に基づいて提出された証拠が偽造・変造されたものであることが判明した場合は、検察官が合意から離脱することができます（同項三号）。

(4) 合意違反の場合における証拠の取扱い
検察官が合意に違反したときは、協議における協力被疑者等の供述及び合意に基づく協力被疑者等の行為により得られた証拠は、協力被疑者等の刑事事件については協力被疑者等に、他人の刑事事件については当該他人に異議がない場合を除き、証拠とすることができます（同法三五〇条の一四第一項）。他方、裁判所が検察官の求刑より重い刑を言い渡した場合等については、このような証拠能力の制限は規定されていません。

(5) 虚偽供述等の処罰

合意に違反して、検察官等に対し、虚偽供述をし、又は偽造・変造の証拠を提出した者は、五年以下の懲役に処されます（同法三五〇条の一五第一項）。また、公判において証人として虚偽陳述をした者は、三月以上一〇年以下の懲役に処されます（刑法一六九条）。

このコーナーは、飯島歩氏、藤田知美氏、町野静氏、松下外氏、村上友紀氏、溝上武尊氏、アザマト・シャキロフ氏が交代で執筆します。